

「ひたち子どもプラン 2015」点検・評価報告書  
(令和元年度事業)

令和2年12月

【日立市保健福祉部】

子ども局子育て支援課

子ども局子ども施設課

健康づくり推進課

【日立市教育委員会】

生涯学習課

## 〈 目 次 〉

I 「ひたち子どもプラン 2015」の点検・評価について	
1 目的	1
2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）	1
3 点検及び評価の基本的な考え方	1
4 点検・評価の進め方（各事業担当課による自己評価）	1
5 点検・評価のスケジュール	2
II 「ひたち子どもプラン 2015」点検・評価一覧表（令和元年度事業）【概要】	4
III 「ひたち子どもプラン 2015」点検・評価一覧表（令和元年度事業）【詳細】	
1 教育・保育	
(1) 1号認定（満3歳以上 保育の必要性なし）	6
(2) 2号認定（満3歳以上 保育の必要性あり）	6
(3) 3号認定（3歳未満 保育の必要性あり）	6
2 地域子ども・子育て支援事業	
(1) 利用者支援事業	7
(2) 地域子育て支援拠点事業	7
(3) 時間外保育事業	7
(4) 一時預かり事業	7
(5) 病児保育事業（病後児対応型）	8
(6) 妊婦健康診査事業	8
(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	8
(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（放課後子ども総合プラン）	8
(9) 養育支援訪問事業	9
(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	9
(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	9
3 母子保健事業	
(1) 不妊治療費助成	10
(2) 不育症治療費助成	10
(3) 乳児健康診査 第1回（3～6ヶ月）	10
(4) 乳児健康診査 第2回（9～11ヶ月）	10
(5) 1歳6ヶ月児健康診査	10
(6) 3歳児健康診査	10
(7) BCG	10
(8) 麻しん風しん（1期）	10
(9) 幼児健康診査等事後指導教室（のびっこくらぶ）	10
(10) 幼児健康診査等事後相談（のびのび相談）	10
(11) 幼児健康診査等事後指導（発達相談支援）	10
(12) 妊婦訪問	11
(13) 幼児訪問	11
(14) いのちの教育 小学校	11
(15) いのちの教育 中学校	11
(16) ライフプラン教育 高等学校	11
(17) 食育推進事業	11
(18) 歯と口の健康教育	11
(19) がん予防・生活習慣病予防教育	11
4 その他の意見	12

## I 「ひたち子どもプラン2015」の点検・評価について

### 1 目的

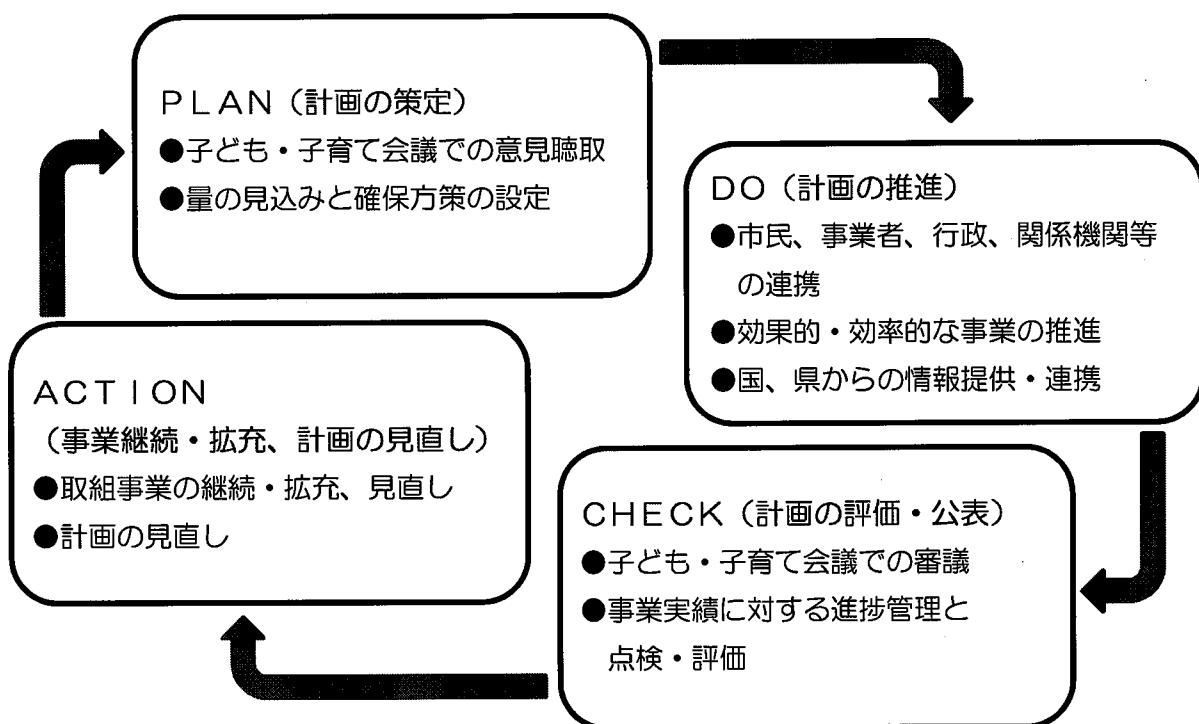
日立市子ども・子育て支援計画で定めた5年間の量の見込みと確保方策に基づき、各事業の進捗状況の点検・評価を行い、計画的に施設・事業を提供するとともに、各種の子ども・子育て支援施策を着実に推進するため実施する。

### 2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）

計画の推進体制を構築し、P D C Aサイクルを確保する。

各年度において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価するため、日立市子ども・子育て会議を定期的に開催し、その結果を公表する。

また、計画開始後、人口推計を上回る乳幼児人口の増加や、教育・保育ニーズの推移などにより、計画上の量の見込みと実際の需要に乖離が生じる事態が発生した場合には計画の見直しを行う。



### 3 点検及び評価の基本的な考え方

国が示している子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、日立市子ども・子育て支援計画第5章に掲げる「教育・保育等の量の見込みと確保方策」について、計画上の施策・事業の状況、実績数値などを基に点検・評価を行うこととし、日立市子ども・子育て会議に報告し、必要に応じて改善を図る。また、その結果を市ホームページ等で公表する。

### 4 点検・評価の進め方（各事業担当課による自己評価）

次の2つの評価を行う。

(1) 実数や利用希望者等に対して十分なサービス提供体制が整っていたのかを4段階で点検・評価をする。

A：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。（利用希望者等の85%以上が利用できる状況にあった）

B：対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。（利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況にあった）

C：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。（利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況にあった）

D：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。（利用希望者等の50%未満しか利用できない状況にあった）

(2) 施策の計画数値と実績数値等を比較し、5段階で点検・評価をする。

S：計画以上に進んでいる（計画値に対する実績が100%を超えている）

A：計画どおりに進んでいる（計画値に対する実績85%以上100%以下）

B：ほぼ計画どおりに進んでいる（計画値に対する実績70%以上85%未満）

C：計画より若干遅れている（計画値に対する実績50%以上70%未満）

D：大幅に遅れている（計画値に対する実績50%未満）

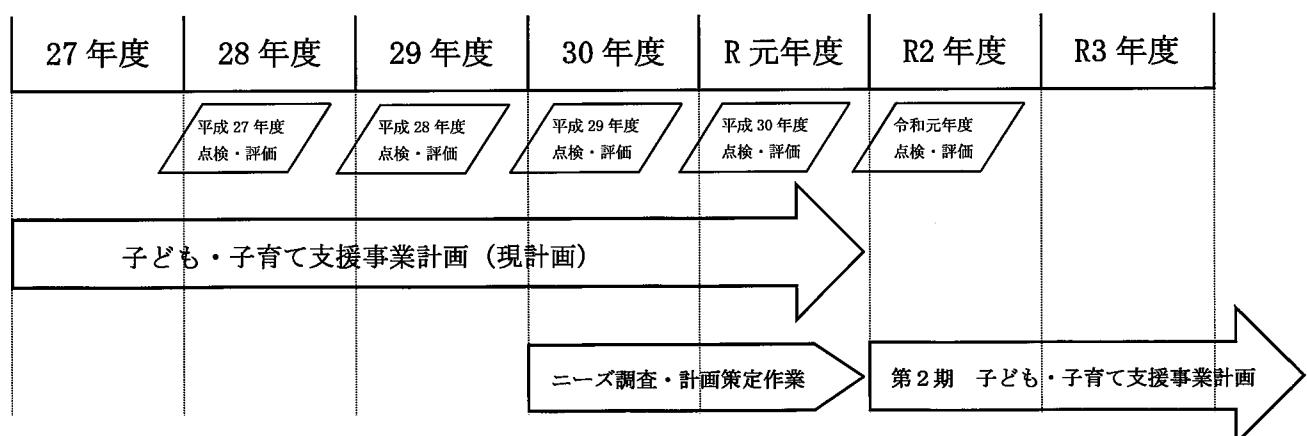
(3) 子ども・子育て会議委員からの御意見

(1) 及び(2)の各事業担当課による自己評価に対する各委員から御意見をいただく。（会議資料として、委員からの主な御意見を評価シートに併記する。）

(4) 計画の見直し

計画を進めていく上で、人口推計、需要など直近の実績等から計画を見直す必要が生じた場合は、計画の中間年（平成29年度）を目安に、子ども・子育て会議で審議の上、見直し後の調整数値として評価シートに併記する。

## 5 点検・評価のスケジュール



## 【参考】計画策定にかかる国の基本方針（※）

（※）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針（内閣府告示第159号（平成26年7月2日付け））

### 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（略）当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

## II 「ひたち子どもプラン2015」点検・評価一覧表（令和元年度事業）【概要】

評価は、利用希望者等に対してサービス提供体制が整っていたかについて、次の4段階で評価した。

A	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の85%以上が利用できる状況)
B	対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況)
C	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。(利用希望者等の50%以上70%未満が利用できること)
D	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。(利用希望者等の50%未満しか利用できない状況)
※ひたち子どもプランにおいて年度ごとの目標を立てない事業のため、評価は行わなかった。	

### 1 教育・保育事業

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	1号認定 (満3歳以上 保育の必要性なし)	(幼稚園等を利用する方)満3歳以上の小学校入学前の児童で主に保育の必要性がないときに認定する。	子ども施設課	A
(2)	2号認定 (満3歳以上 保育の必要性あり)	(保育園や認定こども園を利用する方)満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要があるときに認定する。	子ども施設課	A
(3)	3号認定 (3歳未満 保育の必要性あり)	(保育園や認定こども園を利用する方)3歳未満の児童で保育の必要があるときに認定する。	子ども施設課	A

### 2 地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援交付金対象事業）

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	利用者支援事業	幼稚園・保育園や地域の子育て支援事業などの必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援などを行う事業	子育て支援課 健康づくり推進課	A
(2)	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業	子育て支援課 子ども施設課 健康づくり推進課	A
(3)	時間外保育事業 (※延長保育事業)	保育園及び認定こども園等で、施設が設定した利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施する事業	子ども施設課	A
(4)	一時預かり事業【一般型】 (一時保育、預かり保育)	家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業	子育て支援課 子ども施設課	A
	一時預かり事業【幼稚園型】 (一時保育、預かり保育)	家庭において保育が一時的にできない幼稚園等の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業	子ども施設課	A
(5)	病児保育事業(病後児対応型)	病気または病気回復期にあるため集団保育ができない子どもを、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	子育て支援課 子ども施設課	A
(6)	妊娠健康診査事業	妊娠の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊娠に対する健康診査を実施する事業	健康づくり推進課	A
(7)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業	健康づくり推進課	A
(8)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業	教育委員会生涯学習課	B
	放課後児童健全育成事業 (放課後子ども総合プラン事業)	全ての就学児童等が放課後等を安全・安心に過ごし、学習活動等を行う事業	教育委員会生涯学習課	※
(9)	養育支援訪問事業	育児ストレス、望まない妊娠、虐待の恐れがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業	子育て支援課	A
(10)	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合等に、適切に保護できる児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業	子育て支援課	A
(11)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	子育て支援課	A

※No.8は、年度ごとの目標値を設定していないため評価しない。

### 3 母子保健事業

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	不妊治療費助成	特定不妊治療(体外受精、顕微授精)に要した費用の一部を助成、及び不妊及び不妊治療に関する相談対応を行う。	健康づくり推進課	A
(2)	不育症治療費助成	保険外医療を行った不育症検査及び治療に要した費用を助成する。また、不育症及び不育症治療に関する相談対応を行う。	健康づくり推進課	A
(3)	乳児健康診査 第1回(3~6か月)	生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期(生後3~6か月)、後期(生後9~11か月)の各1回を県内の医療機関に委託して行う。	健康づくり推進課	A
(4)	乳児健康診査 第2回(9~11か月)		健康づくり推進課	A
(5)	1歳6か月児健康診査	健康診査により、運動機能、精神発達、視聴覚障害等の異常の発見、早期療育を図る。また、基本的生活習慣の自立等について適切な保健指導や母親の育児支援を行う。	健康づくり推進課	A
(6)	3歳児健康診査	医師・歯科医師等による健康診査及び視聴覚、尿検査を実施する。また保健師等による個別指導や母親の育児支援を行う。	健康づくり推進課	A
(7)	BCG	重症になりやすい乳幼児期の結核を防ぐ効果が確認されているため、生後6か月未満の乳児に接種を行う。	健康づくり推進課	A
(8)	麻しん風しん(1期)	はしかと風しんを予防するために、1歳から2歳に至る幼児を対象に接種を行う。	健康づくり推進課	A
(9)	幼児健康診査等事後指導教室(のびっこくらぶ)	小集団の中での遊びやふれあいを通し、子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、保護者に子どもとの関わり方を指導、助言する。	健康づくり推進課	A
(10)	幼児健康診査等事後相談(のびのび相談)	幼児期の不安について希望により保育相談、発達相談を行う。	健康づくり推進課	A
(11)	幼児健康診査等事後指導(発達相談支援)	小児神経専門医の診察及び指導により障害の早期発見に努めるとともに、必要により療育につなげる。	健康づくり推進課	A
(12)	妊娠訪問	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が訪問による個別支援を行う。	健康づくり推進課	A
(13)	幼児訪問		健康づくり推進課	A
(14)	いのちの教育 小学校	思春期の子を対象に乳幼児とのふれあいや育児体験等の機会を通じて自他の生命を尊ぶ気持ちを育て家族の姿を認識できるよう支援する。また、思春期の子を持つ親等を対象に健康教育を実施し、思春期の現状や対応の仕方についての知識を普及する。	健康づくり推進課	A
(15)	いのちの教育 中学校		健康づくり推進課	A
(16)	ライフプラン教育 高等学校		健康づくり推進課	A
(17)	食育推進事業	小学生・中学生の健全な発育を目指して望ましい食生活をすすめる支援をする。	健康づくり推進課	A
(18)	歯と口の健康教育	市内の中学生を対象に歯周病についての基礎的な知識と喫煙の害について正しい知識の普及を図る。	健康づくり推進課	A
(19)	がん予防・生活習慣病予防教育	がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。	健康づくり推進課	A

### III 「ひたち子どもプラン2015」点検・評価一覧表（令和元年度事業）【詳細】

1 教育・保育

〈自己評価について〉上段：実績に対する評価  
下段：計画値に対する評価

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	内訳	H31年度計画値		実績		令和元年度		委員意見				
						計画値		実績		自己評価	自己評価の特記事項					
第5章 「量の見込み」と「確保方策」 計画書P66～	(1)	1号認定 (満3歳以上 保育の必要性なし)	1号は、満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要性がないときに認定する。なお、保護者の就労等で保育の必要性があっても、幼稚園や認定こども園の入園を希望する(2号認定教育ニーズ)ときにおいても認定する。	子ども施設課		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	A (100%)				
						3～5歳 幼稚園希望者 (※1) 学校教育のみ	3～5歳 幼稚園希望者 (※1) 学校教育のみ	3～5歳 幼稚園希望者 (※1) 学校教育のみ	3～5歳 幼稚園希望者 (※1) 学校教育のみ	A (100%)	〈実績〉利用児童数は、利用定員の範囲内となっているが、利用児童数が利用定員を大幅に下回っている園がある。					
						量 ① (人)	0	1,740	0	1,690	-					
						利用者数 (人)	-	-	-	1,690	-					
						保育園・幼稚園・認定こども園	2,213	2,213	2,423							
	(2)	2号認定 (満3歳以上 保育の必要性あり)	2号は、保育園や認定こども園を利用する際に、満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要があるときに認定する。			確保方策 ※利用定員 (人)	確認を受けない幼稚園(※2)	300	300	0		A (96.4%)				
						地域型保育事業	-	-	-							
						確保方策の合計②	2,513	2,513	2,423							
						②-① (人)	773	773	733							
						2号認定	2号認定	2号認定								
(3)		3号認定 (3歳未満 保育の必要性あり)	3号は、3歳未満の児童で保育の必要があるときに認定する。	子ども施設課		3～5歳保育の必要あり	3～5歳保育の必要あり	3～5歳保育の必要あり				A (98.6%)				
						量 ① (人)	1,444	1,444	1,589							
						利用者数 (人)	-	-	1,567							
						保育園・幼稚園・認定こども園	1,444	1,444	1,395							
						確保方策 ※利用定員 (人)	確認を受けない幼稚園(※2)	-	-	-						
						地域型保育事業	-	-	-							
						確保方策の合計②	1,444	1,444	1,395							
						②-① (人)	0	0	△ 194							
						3号認定	3号認定	3号認定				A (86.3%)				
						0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり					
(4)		4号認定 (4歳未満 保育の必要性あり)	4号は、4歳未満の児童で保育の必要があるときに認定する。	子ども施設課		量 ① (人)	258	778	258	778	273	920	A (98.6%)			
						利用者数 (人)	-	-	-	203	827					
						保育園・幼稚園・認定こども園	279	778	279	778	246	716				
						確保方策 ※利用定員 (人)	確認を受けない幼稚園(※2)	-	-	-	-	-				
						地域型保育事業	6	32	6	32	-	-				
						確保方策の合計②	279	778	279	778	246	716				
						②-① (人)	21	0	21	0	△ 27	△ 204				
						3号認定	3号認定	3号認定								
						0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり					
						量 ① (人)	258	778	258	778	273	920				

#### 〈自己評価について〉

- ひたち子どもプラン2015で定めた目標値(=計画値)については、平成25年度に実施したニーズ調査の結果に基づいて、国が示した算出シートを用いて算出した数値である。
- 日立市の人口が見込みより減少していることや利用希望が過多であったため、実際に利用する人数と離れた数値もある。
- このため、自己評価に当たっては、実績と計画値との2つの評価を行った。  
実績：実数や利用希望者に対してサービス提供の体制が整っていたのかなど  
計画値：数値目標に対する実績数値等(利用者の数や施設の数など)
- 実績の評価  
評価の考え方は下表のとおりである。

(※1) 2号認定者のうち、「幼稚園希望者」については、確保方策の算出に当たり1号認定に含めています。

(※2) 「確認を受けない幼稚園」とは、新制度に移行しない(新制度の対象としての確認を受けない申出を行う)幼稚園です。

(※3) 自己評価上段は、幼児施設への申込者数に対して入園できた人数で評価した。

- (1) 実数や利用希望者等に対して十分なサービス提供体制が整っていたのかを4段階で点検・評価をした。

A	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の85%以上が利用できる状況にあった)
B	対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況にあった)
C	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。(利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況にあった)
D	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。(利用希望者等の50%未満しか利用できない状況にあった)

- (2) 施策の数値目標に対する実績数値等を比較し、5段階で点検・評価をした。

S	計画以上に進んでいる(計画値に対する実績が100%を超える)
A	計画どおりに進んでいる(計画値に対する実績85%以上100%以下)
B	ほぼ計画どおりに進んでいる(計画値に対する実績70%以上85%未満)
C	計画より若干遅れている(計画値に対する実績50%以上70%未満)
D	大幅に遅れている(計画値に対する実績50%未満)

上段：実績に対する評価  
利用者数÷量

下段：計画値に対する評価  
確保方策の合計(利用定員)  
実績÷計画値

## 2 地域子ども・子育て支援事業

〈自己評価について〉上段：実績に対する評価  
下段：計画値に対する評価

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	H31年度計画値	令和元年度				委員意見
						計画値	実績	自己評価		
<b>第5章 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」</b>										
計画書P77~	(1)	利用者支援事業	<p>子育て家庭が、幼稚園・保育園等の施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談、支援などを行う事業です。</p> <p>【類型】            ・「基本型」：教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行う。利用者支援と地域連携の2つの柱で構成している。            ・「母子保健型」：保健センターで実施。保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期の相談に応じ支援を行うとともに、支援プランの策定なども行う。            ・「特定型」：市の窓口で実施。保育サービス等に関する相談に応じ、情報提供や利用に向けての支援を行う。</p> <p>〈確保内容〉令和元年度末までに、市役所及び4区域に1か所ずつの整備を目指す</p>	子育て支援課	<p>【設置か所数】            5か所</p>	5か所	3か所	A	<p>〈実績〉            市役所（子育て支援課・子ども施設課）窓口（特定型）、子どもセンター（基本型）、保健センター（母子保健型）の3か所で実施している。専門の相談員を配置し、妊娠期からの相談支援、教育・保育や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を進めた。</p> <p>（参考）子どもセンター（基本型）は、土日祝日も相談窓口を開設している。</p>	実績の自己評価はAであり、母子保健型、基本型、特定型の類型での支援が十分であれば、設置5か所の目標を3か所への変更は妥当と考える。
								C (60.0%)		
(2)	地域子育て支援拠点事業	<p>子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。事業内容としては、①交流の場の提供・交流促進 ②子育てに関する相談・援助 ③地域の子育て関連情報提供 ④子育てや子育て支援に関する講習等を実施します。</p> <p>〈平成30年度の実施場所〉            子援：子どもセンター、子どもすくすくセンター、十王交流センター、南部図書館            子施：幼児施設17か所（うち公立2）</p>	子育て支援課 子ども施設課 健康づくり推進課	<p>【実施回数】            7,183回／月</p> <p>【実施か所数】            21か所</p>	7,183回／月	3,386回／月	A (100%)	<p>〈実績〉            各施設とも利用希望者は、ほぼすべて利用できている。在宅で子どもを見ている方が利用しているが、保育園等の入園者の増に伴い在宅で子どもを見る方が減少している。また、Hiタッチらんどハレニコ！のオープン、新型コロナウイルスの影響等により、実施回数が少なくなっている。</p> <p>〈計画値〉            ・子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを共有できる場として定着している。            ・子どもセンター等の公共施設4か所、公立保育園1か所、公立認定こども園1か所、私立保育園6か所、私立認定こども園9か所の計21か所が設置されている。</p>		
(3)	時間外保育事業	<p>・保育園及び認定こども園等で、施設が設定した利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施する事業です。</p> <p>〈確保内容〉令和元年度末までに、すべての保育園及び認定こども園での実施を予定</p>	子ども施設課	<p>【実施か所数】            26か所</p>	26か所	31か所	A (119.2%)	<p>〈実績・計画値〉            保育認定児を受け入れている園は、全園実施している。利用者については、保育短時間認定（最大8時間まで利用可能）の者が、本人の申出等により標準時間認定（最大11時間まで利用可能）に切り替えることで、時間外保育を利用せずに通常の保育時間内で利用している場合もあるため、見込みに比べて利用者数が少なくなっている。</p>		
(4)	一時預かり事業	<p>【一般型】            ・保護者の用事や育児疲れ、リフレッシュ等のため、家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。</p> <p>〈確保内容〉令和元年度末までに、保育園等20か所で実施を予定</p> <p>〈令和元年度の実施場所〉公私立保育園、私立認定こども園、子どもすくすくセンター、日照養老園</p>	子育て支援課 子ども施設課	<p>【実施か所数】            18か所</p>	18か所	18か所	A (100%)	<p>〈実績〉            実施園については、ほぼすべて利用できている。保育園等に通っていない保護者が利用しているが、保育園に入園する年齢が早まってきているため、利用者は減少傾向にある。</p> <p>〈計画値〉            ・【子育て支援課：すくすくセンター等での利用】            實施か所数は計画通り（2施設）であった。利用者数は見込みより2割ほど少ないが、待機とはなっていない状況から、育児疲れの解消やリフレッシュを想定した利用が、拠点事業等の利用により補われているとも考えられる。            ・【子ども施設課：幼児施設での利用】            一時預かりについては、私立保育園7園、私立認定こども園5園、公立保育園4園で実施している。</p>	<p>保護者の用事やリフレッシュ以外に、保護者の就労にも対応しており、その数は年々増加している。そうした実態も反映すべきと思う。加えて、引き続き公立幼稚園において“幼稚園型一時預かり”モデルとなるべく、積極的な取組みをお願いしたい。</p> <p>多くの保護者に利用されているが、各園の負担が増しているのであれば、負担軽減策を講じて欲しい。</p>	
		<p>【幼稚園型】            保護者の用事やリフレッシュ等で、家庭において保育が一時的にできない幼稚園又は認定こども園の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業です。</p> <p>〈確保内容〉平成31年度末までに、幼稚園等31か所で実施を予定</p> <p>〈実施場所〉公私立幼稚園、公私立認定こども園</p>	子ども施設課	<p>【実施か所数】            31か所</p>	31か所	20か所	A (64.5%)	<p>〈実績〉            実施園については、ほぼすべて利用できている。</p> <p>〈計画値〉            数値は、市から支出している施設数を計上しており、県の私学助成の補助を活用している事業者を含めると22か所となり、達成率は71.0%となる。            公立幼稚園については、11か所中2か所の実施となるが、園児数減少等に伴う適正配置を進めているところである。</p>		

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	H31年度計画値	令和元年度					委員意見
						計画値	実績	自己評価			
(5)	病児保育事業 (病後児対応型)	保護者の就労などにより保育を必要とする子どもが病気または病気回復期にあるため集団保育ができないときに、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。 【その他の類型】 ・病児対応型　・体調不良児対応型　・非施設型（訪問型）  〈確保内容〉令和元年度末までに、全区域での実施を目指す	子育て支援課 子ども施設課	【実施か所数】 6か所	病後児対応型 6か所 (私立保育園・認定こども園・すくすく)	病後児対応型 7か所 (私立保育園・認定こども園・すくすく・NPO)	A S (116.7%)	〈実績・計画値〉 私立の保育園・認定こども園5か所と民間施設1か所、さらには、ファミリー・サポート・センターによる相互援助活動により確保している。今後は、病児対応型の実施に向けた調整を図っていく必要がある。 ※ファミリー・サポート・センターによる病後児預かりは、自主事業として実施。	「病後児保育型」はS評価で計画値を超える体制が整っているが、「病児対応型」等は未整備である。 小児科医や病院の理解を得て、できるだけ早く整備されることを望む。	病後児保育は一定程度充実が図られたが、病児保育についても早期に環境整備を進めて欲しい。	
(6)	妊婦健康診査事業	妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。  〈実施体制〉県医師会・県外医療機関との委託契約により実施	健康づくり推進課	【受診者数】 1,188人	1,188人	950人	A B (80%)	〈実績〉 令和元年の妊婦健康診査受診券の交付者に対する妊婦健康診査の受診率は95.1%で、受診券を交付したほぼ全ての妊婦の健康診査を行った。 〈計画値〉 量の見込み量はニーズ調査によらず、出生数を勘案して受診者の数を算出し、健診回数は1人当たりの平均受診回数（12回）を受診者数に乗じて算出している。受診者数及び回数は、里帰り出産等で県外の医療機関で受診した場合も含まれている。出生数の減少もあり、妊婦健診受診者数は減少している。			
(7)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。  〈実施体制〉個人委託助産師及び市保健師・助産師・看護師により実施	健康づくり推進課	【訪問実人数 (対象者数)】 1,069人	1,069人	901人	A B (84.3%)	〈実績〉 令和元年の対象者は、909人で、訪問率は、99.1%と、ほぼすべての乳児世帯への訪問を行った。 〈計画値〉 見込み量はニーズ調査によらず、全戸（訪問率100%）という事業趣旨から、出生数（0歳児推計人口）と同数として算出している。訪問は主に生後2か月から4か月の乳児を対象にしているため、出生数と訪問対象者数には約2か月のずれが生じており、その点を考慮しても、訪問実績は計画どおりに進んでいる。			
(8)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業です。  〈確保内容〉公設放課後児童クラブの定員拡大及び民間事業の促進。 ※施設数は、年度当初に受け可能な個所数。複数の教室を利用する場合には部屋ごとにカウントしています。	子育て支援課	【登録数】 1,329人	1,329人	1,277人	B	〈実績〉 平成31年4月1日現在、待機児童数48人。  〈計画値〉 児童クラブ受入対象児童の学年を、平成27年度から4年生までとしている。また、平成29年度から公設民営の児童クラブの預かり時間の延長（18時30分まで）を全クラブで実施した。（平成29年4月から18時30分まで預かりを可能とした）	【放課後児童クラブ】  児童クラブを利用する児童数の増加が見込まれ、今回のコロナ禍でも休まず事業実施した実績と子どもたちが過ごす環境を考えると、もっとゆとりある教室への環境整備を実施していく必要があると考える。		
				【施設数】 公設36か所	公設36か所	公設36か所（24か所+2部屋目の整備） ※支援の単位は24か所。	A(88.5%) ※施設数	※（参考）公設児童クラブは、令和元年度から「預かり時間の延長（最大19時まで）」と「対象学年の拡大（6年生まで）」を実施。また、令和2年度から部屋の整備が済んでいて、支援員の確保が整ったクラブは2単位目を開始する。	待機児童数が多く感じる。学校区における入会人数に限りがあるのは承知しているが、改善を求める。令和2年度はコロナの影響で、収入が減収している家庭が多くなり、仕事を求める保護者が増えると推測される。生活支援にも繋がる。	放課後児童クラブに空き状況があるにもかかわらず、待機児童が増えているのは、利用の時間帯や場所などが、利用者の希望とは異なるためとも考えられる。学校併設の児童クラブは、移動せず預けることが出来る場所で、預ける側も安心であるので、引き続き、整備を進めてほしい。	
	放課後児童健全育成事業（放課後子ども総合プラン）	放課後子ども総合プランは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童等が放課後等を安全・安心に過ごし、学習活動等を行う事業です。本市では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な整備を推進します。	生涯学習課 子育て支援課	【実施施設数】 ・放課後子ども教室を全小中学校に整備 ・一体型（児童クラブと子ども教室）を小学校23か所に整備	— ※年度ごとの目標値を設定していない。	5か所	— ・放課後子ども教室を新たに2か所で開始し、5か所で実施した。 ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施に向け、月1回程度の合同活動を実施している。	民間クラブの定員に余裕があるのであれば、公設の待機児童を民間へ誘導する施策を検討するなど、待機児童解消に向けた取り組みの強化をお願いしたい。	【放課後子ども教室】  毎年着実に実施校が増加している状況だが、方針として掲げている全校整備に向け努力を続けて欲しい。	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の数値目標に対し、受入人数が増えてきている点は評価できる。一方で、対応が難しい子どもの増加などに対し、より専門的な知識の取得など、支援員の質の向上に関する評価もしていく必要があると思う。	

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	H31年度計画値	令和元年度					委員意見		
						計画値	実績	自己評価					
(9)		養育支援訪問事業	育児ストレス、望まない妊娠、虐待の恐れがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業です。 〈実施体制〉子育て支援課・健康づくり推進課保健師・助産師	子育て支援課	【対象人数】 68人	68人	34人	A  C (50%)	<p>〈実績〉 該当するケースの増減はないが、体制は整っている。</p> <p>〈計画値〉 ・達成率は、実人数のため50%ではあるが、1ケースへの平均訪問回数は7.5回で、最多訪問回数は27回にも及び、定期的に訪問が必要なケースが増えている。</p> <p>・子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」の開設に伴い、妊娠婦ケースの対応が増えている。妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援となるため、複数回の訪問となり、支援期間が長期化している。</p> <p>・養育が難しい家庭に対しての事業であるので、保健師、こども家庭相談員等の複数回の訪問支援は必須で事業内容に合っており評価して良い部分である。</p>			体制が整っているのは評価したい。このケースの対象となる家庭を探し見つけることが重要である。事業の更なる支援に期待する。	
(10)		子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合等に、適切に保護できる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。 〈確保内容〉5施設（乳児院2、児童養護施設3）で実施を予定	子育て支援課	【利用者人数】 42人  【委託施設数】 5か所	42人 5か所	7人 4か所	A  D (16.7%)	<p>〈実績〉 7人（2歳児以上）</p> <p>〈計画値〉 今年度は、実績7人であった。母の養育疲れ、養育者が急病になりこの制度を利用した6ケースであった。乳児全戸訪問や、健診等で母親の育児疲れをキャッチしている。また、急な家事都合でも利用ができるようにと登録するケースもあった。制度の周知が広まっている。</p>				
(11)		子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。 〈確保内容〉協力会員による各種支援事業を実施 ・令和元（平成31）年度会員数 667人 利用会員486人、協力会員179人、両方会員2人	子育て支援課	【一時預かり】 【小学生の放課後預かり】 4,056人	4,056人	932人	A  D (23.0%)	<p>〈実績〉 利用人数は計画値より少ないが、利用可能な体制は整えていた。</p> <p>〈計画値〉 小学生の利用は少ないが、対応できなかったわけではなく、希望があった場合には利用できる体制は整えていた。 計画値の見込み量を、未就学児のいる保護者が将来を予想して回答した調査結果から算出したため、利用希望が実際と乖離していた可能性がある。 また、放課後の預かりに関しては、遅くまで開設する児童クラブが増え、ファミサポを利用した小学生の放課後預かりの必要度が低下していることも予想される。</p>				

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	H31年度計画値	令和元年度					委員意見
						計画値	実績	自己評価	自己評価の特記事項		
第6章 母子保健の推進 計画書P90~	(1)	不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦の経済的負担及び精神的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精、顎微授精）に要した費用の一部を助成する。また、不妊及び不妊治療に関する相談対応を行う。	健康づくり推進課	【申請実件数(申請延件数)】 実110件(延220件)	実110件(延220件)	77件(130件)	A (70.0%)	〈実績〉 すべての利用希望者に対して助成を行った。  〈計画値〉 ・実件数は微減傾向で、延件数はほぼ横ばいの状況である。 国、県や他市町村の動向をみながら助成内容を検討していく。 ・引き続き、助成事業の周知を図る。		
	(2)	不育症治療費助成	不育症に悩む夫婦の経済的及び精神的負担軽減を図る。保険外医療を行った不育症検査及び治療に要した費用から、1回の検査及び治療につき、50,000円を限度とし、年度あたり1回、助成回数の制限なしで助成する。また、不育症及び不育症治療に関する相談対応を行う。		【申請実件数】 10件	10件	5件	A C (50%)	〈実績〉 すべての利用希望者に対して助成を行った。  〈計画値〉 ・助成件数は、5件と少数で横ばいである。助成対象となる保険外の治療や検査の件数自体が少ないため、今後も件数の増加は見込めないと予想される。 ・引き続き、助成事業の周知を図る。		
	(3)	乳児健康診査 第1回(3~6か月) 【医療機関健診】	生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期（生後3~6か月）、後期（生後9~11か月）の各1回を県内の医療機関に委託して行う。		【受診率(%)】 97%	97.0%	92.1%	A A (94.9%)	〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。  〈計画値〉 ・国の「健やか親子21」の目標値である。		
	(4)	乳児健康診査 第2回(9~11か月) 【医療機関健診】	生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期（生後3~6か月）、後期（生後9~11か月）の各1回を県内の医療機関に委託して行う。		【受診率(%)】 80%	80.0%	88.9%	A S (111%)	〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。  〈計画値〉 ・国、「健やか親子21」の目標値である。 ・早産や低出生児等が増えており、病院管理での定期健診から、受診率への影響がみられる。未受診者に虐待リスク者が含まれていることが想定されるため、未受診者に対する受診勧奨及び受診状況の把握に努める。		
	(5)	1歳6か月児健康診査 【集団健診】	幼児初期の健康診査の実施により、運動機能、精神発達、視聴覚障害等の異常の発見、早期療育を図る。また、基本的生活習慣の自立、虫歯予防、幼児の栄養について適切な保健指導や母親の育児支援を行う。		【受診率(%)】 96%	96.0%	98.8%	A S (102.9%)	〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。  〈計画値〉 ・国の「健やか親子21」の目標値である。		
	(6)	3歳児健康診査 【集団健診】	幼児期において身体発達及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して、医師・歯科医師等による健康診査及び視聴覚、尿検査を実施する。また保健師等による個別指導や母親の育児支援を行う。		【受診率(%)】 94%	94.0%	98.5%	A S (104.8%)	〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。  〈計画値〉 ・国、「健やか親子21」の目標値である。 ・共働き世帯等への休日健診の勧奨や保育園等と連携し、未受診者の全数把握に努めている。児童虐待防止の視点からも、引き続き、未受診者対策を図る。		
	(7)	BCG	重症になりやすい乳幼児期の結核を防ぐ効果が確認されているため、生後6か月未満の乳児に接種を行う。		【接種率(%)】 95%	95.0%	105.2%	A S (110.7%)	〈実績〉 すべての利用希望者が接種できる体制を整えていた。  〈計画値〉		
	(8)	麻しん風しん(1期)	はしかと風しんを予防するために、1歳から2歳に至る幼児を対象に接種を行う。		【接種率(%)】 95%	95.0%	96.7%	A S (101.8%)	〈実績〉 引き続き、赤ちゃん訪問や1歳6か月児健康診査時に接種の勧奨を図る。また、接種忘れを防ぐために、予防接種スケジューラーの利用を勧奨していく。		
	(9)	幼児健康診査等事後指導教室(のびっこくらぶ)	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、幼児の家庭訪問等の結果から事後指導が必要な子と保護者を対象に、小集団の中での遊びやふれあいを通して、子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、保護者に子どもとの関わり方を指導、助言する。		【実施回数(回)(延参加者数(人))】 55回(400人)	55回(400人)	55回(349人)	A A (87.3%)	〈実績〉 すべての利用希望者に対応できる体制を整えていた。  〈計画値〉 子どもの関わり方に不安を抱く保護者が多いことから、平成28年度から会場を1会場増やし対応している。		
	(10)	幼児健康診査等事後相談(のびのび相談)	幼児期の不安について希望により保育相談、発達相談を行なう。		【実施回数(回)(相談実件数(件))】 22回(113件)	22回(113件)	22回(128件)	A S (113.3%)	〈実績〉 すべての該当者に対応できる体制を整えていた。  〈計画値〉 相談者が多いことから平成28年度から2回増やし22回とし対応している。		
	(11)	幼児健康診査等事後指導(発達相談支援)	乳幼児の健康診査及び相談、医療機関、訪問等から発見された問題のある子どもに対して、小児神経専門医の診察及び指導により障害の早期発見に努めるとともに、必要により療育につなげる。		【実施回数(回)(相談実件数(件))】 6回(24件)	6回(24件)	6回(20件)	A B (83.3%)	〈実績〉 すべての該当者に対応できる体制を整えていた。  〈計画値〉 日立保健所にて小児神経科医の診察を受けられる機会である。引き続き、関係課所、療育機関とも連携をとり、支援をしていく。		

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	H31年度計画 値	令和元年度					委員意見
						計画値	実績	自己評価	自己評価の特記事項		
健康づくり推進課	(12)	妊婦訪問	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が訪問による個別支援を行う。	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が訪問による個別支援を行う。	【延訪問回数(回)】 25回	25回	36回	A  S (144%)	〈実績〉すべての該当者に対応できる体制を整えていた。 〈計画値〉若年妊婦、精神疾患がある妊婦、社会的背景にリスクがある妊婦等、産科医療機関と連携をとりながら対応する妊婦が増えている。	幼稚園・保育園の現場で、母親支援・家族支援を要する家庭が目に見えて増えている。様々な事業・機関の連携としての強化が急務だと考える。	
	(13)	幼児訪問			【延訪問回数(回)】 210回	210回	597回	A  A (284.3%)	〈実績〉すべての該当者に対応できる体制を整えていた。 〈計画値〉家庭訪問に加えて、新規事業である5歳児健診対象者に対する幼稚園・保育園への個別訪問を行い支援を行うことができた。		
	(14)	いのちの教育 小学校			【小学校(校)】 25校	25校	25校	A  A (100%)	〈実績〉市内全校で実施できる体制を整えていた。 〈計画値〉昨年実施できなかった7校においては4年生・5年生合同で行うことで、市内全校を計画通り実施することができた。		
	(15)	いのちの教育 中学校	思春期の子を対象に乳幼児とのふれあいや育児体験等の機会を通じて自他の生命を尊ぶ気持ちを育て家族の姿を認識できるよう支援する。また、思春期の子を持つ親等を対象に健康教育を実施し、思春期の現状や対応の仕方についての知識を普及する。		【中学校(校)】 17校	17校	17校	A  A (100%)	〈実績〉市内全校で実施できる体制を整えていた。 〈計画値〉全公立中学校に茨城キリスト教学園中学校、日立一高付属中学校を加えた17校で計画通り実施することができた。		
	(16)	ライフプラン教育 高等学校			【高校(校)】 8校	8校	9校	A  S (112.5%)	〈実績〉市内全校で実施できる体制を整えていた。 〈計画値〉市内の全ての高等学校において、計画通り実施でき、ライフプラン教育により望まない妊娠の防止に努めた。		
	(17)	食育推進事業	小学生・中学生の健全な発育を目指して望ましい食生活をすすめる支援をする。		【実施回数(回)】 10回	10回	4回	A  D (40%)	〈実績〉希望があれば実施できる体制を整えていた。 〈計画値〉小中学校に対して出前講座を実施している。小学校では、親子学習会において隔年で依頼されることが定例化しており、令和元年度は依頼が少なかった。	各学校への積極的な働きかけを行い、実施数増に努めて欲しい。 食育と生活習慣病は関連性が高いため、同時に講座を行うことでより効果的な講座になるのではないか。	
	(18)	歯と口の健康教育	市内の中学生を対象に歯周病についての基礎的な知識と喫煙の害について正しい知識の普及を図る。		【実施回数(回)】 17回	17回	15回	A  A (88.2%)	〈実績〉市内全校で実施できる体制を整えていた。 〈計画値〉全公立中学校に茨城キリスト教学園中学校、日立一高付属中学校を加えた17校で実施することを計画したが、中里中学校、茨城キリスト教学園中学校は1回につき全校生徒を対象としているため3年に1回の実施となっている。		
	(19)	がん予防・生活習慣病予防教育	がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。		【実施回数(回)】 10回	10回	3回	A  D (30%)	〈実績〉希望があれば実施できる体制を整えていた。 〈計画値〉中学校1回、高校2回実施した。がん教育が平成30年度から強化されたことを踏まえ、今後の学校からの依頼時の対応に努める。	各学校への積極的な働きかけを行い、実施数増に努めてほしい。 食育と生活習慣病は関連性が高いため、同時に講座を行うことでより効果的な講座になるのではないか。 (再掲)	

#### 4 その他の意見

区分	委員意見
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・思春期の子を持つ親を対象とした事業への親の参加率は高くはないと言ふ。親の参加率を高める方法を検討して欲しい。</li><li>・今年度に限らず、親子学習の実施を取り止めている学校が出てきている。理由として、親が参加出来ない子どもに対する配慮のことあげられている。確実に実施しているいのちの教室・ケータイ、SNS教育時に合わせて実施出来ないか。</li><li>・数値目標のある事業だけでなく、新規取り組みについても記載されているとよいと思った。</li><li>・私立幼稚園においても、未就学園児親子教室や親子であそぼう会での外部に向けた取り組みを行っている。この取組についても、同様に周知をしていただきたい。</li></ul>